

香川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 6 月17日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第37号

香川県青少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

香川県青少年保護育成条例施行規則（昭和27年香川県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第14条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 硬貨、メダル又はカードを使用することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第5号</u>に規定するものを除く。）</p> <p>2 略</p>	<p>第14条 条例第15条第3項第3号に規定する規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 硬貨、メダル又はカードを使用することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせるもの（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）<u>第2条第1項第8号</u>に規定するものを除く。）</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成28年 6 月23日から施行する。